

第18回
青森県景観形成審議会
議事録

平成25年3月26日（火）

日 時：平成25年3月26日（火）13時30分～

場 所：青森国際ホテル 3階萬葉東の間

出席者：委員 熊谷 ヒサ子
委員 国分 薫
委員 斎藤 嘉次雄
委員 塩野 勝幸
委員 篠崎 幸恵
委員 月舘 敏栄
委員 森田 玲子
委員 藤川 あきつ

以上8名出席

【事務局】

ただ今から「第18回 青森県景観形成審議会」を開催いたします。
開催にあたりまして、青森県県土整備部都市計画課長の三橋より挨拶を申し上げます。

【三橋都市計画課長】

みなさん本日も年度末のお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。
今日の会議では、前回委員から指摘がありました違法看板に対する現行の条例の運用状況の説明、次に全国的流れに沿って隣接県や旧三市と整合を図りながら許可地域の見直し及び道路からの後退距離に関する許可基準の見直しの考え方、これらにつきまして事務局から提案します「青森県屋外広告物条例の改正素案」について、委員の皆様から忌憚のないご意見ご提言を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

【事務局】

ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介、省略)

なお、委員でございます出 佳奈子様、熊谷 雄一様、田中 久子様、山谷 文子様は本日欠席されております。

それでは、本日使用する資料の確認を行わせていただきます。

(資料確認、省略)

なお、本日の出席状況につきましては、委員12名のうち、8名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、月舘会長をお願いいたします。

【月舘会長】

前回のみなさんから非常に多くの意見を出して頂きました結果をふまえて、今日事務局から素案を提案して頂きます。

前回の議論の大まかな内容を改めて確認しますと、これまで対象になっていなかった地域、いわゆる白地区を解消する。それにあわせて、青森弘前八戸との連携をとった県全体としての統一的な指標を作るというのが一番の課題だったかと思ひます。具体的な内容としては道路からの後退距離、これまでは100mに決まっていたのですが、これを見直して閾値タイプでいくかあるいは相関距離で行くかという、このあたりを見直すというのが二つ目の課題だと思ひます。

そういう具体的な内容をふまえて、景観に関する啓発活動・啓蒙活動を積極的にやっていく必要があるのではないか、その中で特に青森弘前八戸三市とうまく連携をとって進めていくことが前回の議論の主な内容だったかと思ひます。

その辺りをふまえて、今日具体案を提案して頂きますので、その内容を精査して今日素案をまとめていきたいと思ひます。

まず最初に、議事録の署名者二名お願ひしたいと思ひますが、藤川委員と熊谷（ヒサ子）委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

【藤川委員・熊谷ヒサ子委員】

はい分かりました。

【月舘会長】

それでは、前回の議論の内容を整理した資料、資料1「第17回青森県景観形成審議会における主な意見と対応方針」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料により「第17回青森県景観形成審議会における主な意見と対応方針」説明 省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございます。今事務局から説明していただいた課題について、資料の中に意見を出した方のお名前がありますので、それぞれの委員の方々から前回の議論をふまえて、事務局の提案について何かご意見等を貰えればと思います。

まず最初の違法看板の問題、国分委員からあったかと思いますが、いかがでしょうか。

【国分委員】

なんて答えていいかわからないですね。でもこれでやるならばしょうがないですね。(違反広告物の)強制撤去とかできないものですか。去年の四月も仙台で官民合同会議でおっしゃってましたけど、全国でも撤去した例がないということですよ。罰金とかね。だからこの条例ってのは何のためにあるのかと思いますね。

文書で通知を出されたということなので、これで個人の良心に任せるしかないですね。それを期待するより仕方ないと思います。

我々組合でも、徹底した指導をしていますので、来年の2月に総会がありますので、その時に県の方から来ていただいて、組合員に説明して貰えれば一番いいなと思っておりました。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

組合に事務局から説明するようなことも可能かというご意見でしたけれども、可能なら是非、広告看板関係者の団体の会議とかに出席して、説明をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

国分委員が言われた去年の合同会議に、我々も出席していますし、その中で実際建てる業者さん側と、それを規制する我々との意見交換は、かなり厳しい議論があったように聞いていますので、またそういう案内があれば、そういう機会に出席はしたいと考えています。

【月舘会長】

なかなか難しい条件もあるかもしれませんが、ぜひ啓蒙活動を兼ねて、機会があればそういう活動をお願いしたいと思います。

【事務局】

建てる側のそういう協会・組合・連合会との連携を密にして、お互いに理解を深めた上で、今

の制度の中でいいものを作って、逆に我々は良い景観を守っていくという、その一番いい所を見出しながらやっていきたいと思います。

【月舘会長】

では最初の課題につきましては、広告関係の組合の方々とも連携を取りながら是非進めていただきたいと思います。

次の許可地域の見直し、これについては篠崎委員と山谷委員から意見が出されていましたが、山谷委員欠席なので、篠崎委員いかがでしょうか。

【篠崎委員】

これに関しては結構かと思います。

私が出しております隣接県とできるだけ区切りなくという意見は、景観は行政の区切りと関係なく連続しているものなので、それを考えてできるだけ縦割りではなくつなげてほしい、これは県内もそうですが、そういったことです。

一つ気になるのは、どちらの基準がゆるい・甘いかといった時に、最終的な目標を改めて考えて、景観ですとか、それから経済効果も、看板を出すイコールお客様が来るだけでなく、いい雰囲気を作る事によってお客さんを呼ぶということもあると思っております。景観効果をアップさせるということは、これからますます青森県のイメージアップにつながると思っておりますので、全体的にその方向で考えていただければと思っております。

【月舘会長】

次の後退距離に関しては、齋藤委員・篠崎委員・塩野委員からありましたけれども、齋藤委員・塩野委員いかがでしょうか。

【齋藤委員】

よろしいです。

【月舘会長】

塩野委員いかがでしょうか。後退距離についてある程度の面積等の規制も必要ではないかというご意見でしたが。

【塩野委員】

上限を検討するということがよろしいんですけども、上限の面積をどれくらいにするのかというのは、どのようになるのですか。

【事務局】

それに関しては、次の資料2の所で詳しく説明します。

【塩野委員】

分かりました。これで対応はよろしいんじゃないかと思います。

【月舘会長】

それでは、第17回の会議で出されました主要な意見に対する事務局の対応方針については、だいたい意向をくんだ対応がなされているということが確認できたかと思えます。

それをふまえて、改正素案の具体的な検討に入っていきたいと思います。
それでは、「青森県屋外広告物条例の改正素案」について、具体的な説明をお願いします。

【事務局】

(資料により改正素案「許可地域の範囲」説明 省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

検討課題としては大きく三つありましたけれども、まずは一つ目の許可地域について今説明して頂きました。内容からしますと、これまで議論してきましたいわゆる白地地域をなくして県内を統一した屋外広告物条例の適用範囲にし、景観行政団体である青森弘前八戸三市と共通の条件にする事が基本になっていまして、これについては前回は皆さんから同意のご意見をいただいていた。また啓蒙活動を徹底すべきであるという意見が出されました。それを反映した素案と実施に対する対応方針を示していただきましたけれども、これにつきましてご意見等いかがでしょうか。

【委員】

異議ありません。

【月舘会長】

では、委員の方々からはこれまでの議論の経過成果をふまえたご提案でしたので、異議なしということでした。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい。ではこの後の説明を今と同じ資料2の中の「2. 野立広告物の後退距離基準」と「3. 禁止広告物の追加」まで一連にご説明させていただいて、その上で皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

(資料により改正素案「野立広告物の後退距離基準」と「禁止広告物の追加」説明 省略)

【月舘】

これまでの議論をふまえて、道路からの後退距離についてはこれまで100mであったものを0mとする。それから面積と高さの関係については閾値型。面積は30m²、これはこれまでと同じ基準です。それから高さについては、基準がなかったものを、実態等をふまえて10mにしますと。こうすることで、5%くらいの不適格なものが出てきそうだったということでした。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【塩野委員】

最後の検討が必要な事項の中に「現在の違反物件への対応」というのがあるんですけども、改正素案で後退距離が0mで面積が30平方メートルの高さが10mということですけども、これから外れた違反物件への対応ってということですよ。

それから国分委員の(質問への回答で)「禁止区域に(建ってしまっている屋外広告物に対して)撤去命令は出せない」とありました。今後もそのような対応の進め方になるのでしょうか。

【事務局】

まず一点目の今後の対応の中での違反広告物への対応ということでは、現在違反になっているものに対して、許可広告物の対象になってくるので、きちんと許可の申請を出していただくために色々な対応をしたいと考えています。まず行政の側は看板を誰が立ててどういう大きさのものが建っているというのをまず把握する。それから、建てている事業者さんの方は、申請をして、更新をして、自分たちの建てた広告物に対して適正な管理をしていただくと。その二点をしっかりやっていきたいと思います。

そしてさらに新しい基準からも外れる違反広告物がまた出てくるかもしれません。そういったものについては今までどおり粘り強く、許可の規制の中に収まるようお願いしていく、あるいは撤去をしていただくということを、粘り強く問いかけていくというような形になろうかと思えます。なかなか、(屋外広告物の違反物件に対して)強制力を働かせたことがない、という全国の現状がありますし、県でも実際同じような対応をしているのが現状です。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

今の事務局の説明ですと、後退距離の見直しが進むと規制の対象に入ってくると。それを広告主に説明した上で、基準をきちっと守ってもらうような指導をしていくと。それでも合致できないようなものは粘り強く撤去のお願いを継続していくという説明でしたけれども、いかがでしょうか。

【国分委員】

二点ほどあります。

まず私どもは30平方メートル撤廃っていうのを長年要望して参りましたが、いかんせんこれだけは他県と真似しないで独自の30平方メートルを青森県は守っております。本当に30平方メートル撤廃というのが長年の夢です。

第一点目は、現在の白地域が許可地域に変わった場合、現在白地域にある看板に関しては全部再度許可が必要かどうか。後もう一点、違法看板があった場合、依頼主に文章がいくのか、設置業者にいくのか、その二点を教えてほしいです。

【事務局】

まず最初の30平方メートルの話ですけれども、そこに関しては他県では、色々な面積の扱い方があり、片面30平方メートルというのはだいたい同じですが、両面ある場合あるいは4面ある場合の扱い方が違っているというのが現状です。今青森県ではやっとな全域を許可区域にするということで、まずはトータルでも30平方メートルを超えないという考え方です。今までこの基準で運用してきた、業界の方からは色々異論は出ているんですけども、市町村の方からそれに関して苦情等は今のところないので、逆にそれで景観を守れているのではないかなというところもありまして、今のところはそれを継続することで景観を守っていきたいと考えています。今回の改正で許可区域を広げますけれども、これは第一ステップだと考えています。まず許可区域を広げた状況で景観行政を行う中で、色々問題が出てきたり改善意見が固まってくれば、更に(許可地域を)細分化して例えば30平方メートルでいいところと、60平方メートルの倍にするところと、そういうふうに分けていければそれはそれでいいのではないかと考えています。なので、現段階では30平方メートルは、まだ今は過渡期ですので、それは維持していきたいと考えています。

一点目についてですが、白地地域も今許可区域の中で無許可で建てている後退距離違反しているものともあわせて、しっかり誰が建てて責任者が誰なのかというのをはっきりさせ、危険な看板の撤去や看板の維持管理をしっかりできるようにしたいと考えています。

それから、看板の所有者が事業者なのか建てた事業者であるのかということですが。届け出ていない看板の持ち主を特定するためには、看板を出している事業者の方に連絡するしかまずはないです。そこから特定をして、通知をする形になっていくかと思います。

【月館会長】

よろしいでしょうか。

【国分委員】

看板自体が30平方メートルを超えていても、表示面積が30平方メートルならいいわけですよ。

【事務局】

いえ、(基準は)外側(看板自体の大きさ)ですね。

例えば32平方メートルとかあって、その縁・まわりが枠材みたいなものを貼っていて、そこは絶対広告物として使えないと。それでこの内側の表示する部分が、本当に表示する部分が30平方メートルしかないのであれば、それは問題ないと思います。

ただ外枠まで含めて貼るスペースがあるけれど、県の基準が30平方メートルなので、30平方メートルしか使っていないということであれば、その外側そのものは違反となります。

【国分委員】

私電話して(表示面積が基準だと)聞いたんですよ。実際県から指導を仰いでやってもらって、聞いてね。

(実際に許可の事務を行う)市町村と県との統一規定はあるんですか。

【事務局】

うちではQ&Aをだしています。これについては常に新しく更新して、問題ある度に市町村の方には流しています。

うちのほうで、まず市町村の方に対して言っているのは、既存の大きい(30平方メートルを超える)看板があって、それを使用したいという相談がきたときは、表示可能な面積を超えている場合については、まずは表示面積を30平方メートルに抑えた上で、その周囲については、例えば面材を剥がすとか何らかの形で表示できないようにしてほしい、ということ言っています。あくまで表示可能な面積が30平方メートルを超えていけばそれは違反です、と断言しています。

それで国分さんがおっしゃっているのは、某社のことだと思うのですが、以前に相談に来たことがあります。既存の大きな看板があって、マークが変わったのでどうすればいいですかという話がありました。それについてもあくまでうちの見解としては、条例上の解釈としては、板状のものであれば、表示可能な部分が30平方メートルを超えていけばそれは違反ですよと、30平方メートルを超える部分については表示できないように何らかの形でやってくれと指導はしています。

【国分委員】

でも結局市町村から許可貰っていますよね、みんな。

【事務局】

実際の許可に関しては、申し訳ないですけども、市町村がどのようにして細かい所を許可しているのか把握しかねております。ただ聞かれた場合はそのようにして答えております。

【国分委員】

(許可基準について) 市町村に電話したら、県の方に電話してと言われました。

【事務局】

そういうケースは多いですね。

たぶん今国分さんがおっしゃったケースは、既存の大きい看板があって、それを違法の看板じゃなく、合法の看板にする手段として、きっと(市町村の指導としては)まわりは使わないようにするだけじゃなくて、使えないように改良して貰ってくださいということです。

【国分委員】

その判断難しいですね。

【月舘会長】

実際(改正条例を運用する際には、)具体的な検討しなければならないという事が今やりとりで改めてよく分かりました。

今回の会議では基本的な考え方としての提案ですので、そのあたりについてあらためてご意見を伺いたいと思います。

【齋藤委員】

後退距離が0mで、広告の高さが10m。もし広告が古くなったりした時、道路に倒壊する危険性が心配です。他県で前例がないという先ほどの説明でございましたけれども、私奥入瀬溪流の樹木の調査いたしまして、樹木が生育している場所、それから道路に倒れてくる距離、その他色々考えた時に、道路の0の所に広告塔を建てるということは、実際はほとんどないかもわかりませんが、後退距離が0mというのがそういう意味でもちょっと気になる距離です。そのあたり、県のほうで検討した結果をお知らせ願いたいと思います。

【月舘会長】

今齋藤委員から後退距離、高さについての質問がありましたけれども、関連して質問があるかた

【篠崎委員】

資料を見せていただいて疑問に思ったのが、現在許可地域である所、後退距離が守られていないので違反されている物件について、(許可を受けると合法物件になってしまうことについて)やったもの勝ちみたいなことをそのまま通してしまうような気がしてしょうがないです。100mが守られていないにしても、それが0mになってしまうという事がどうかなと思います。近隣と(基準を)合わせるという事を前回私も言いましたが、(私の意図は)いい方に合わせるっていうということで。だから(今回の改正素案は)果たしてどうだろうかというちょっとそこは一つ疑問に思っています。

それと今齋藤委員がおっしゃっていたように、実際問題として0mにはならないかもしれないですけども、前回月舘会長が雪国なので、雪を除雪する部分を考えると0mはありえないんじゃないかというご意見を言ったのをなんとなく記憶に覚えているんです。雪国ならではだなぁと私はすごく印象に残っていて、だからそういうことを考えあわせていくと0mっていうのは青森県としては後退してしまうような気がしてもう一回再考いただきたいと思ってしまいました。

【月館会長】

今お二人の委員から後退距離0mというのは台風とかそういう時の倒壊とか考える。また冬場の除排雪等を考えた時に課題にはならないのかどうかということと、それからこれまでの白地地域から許可地域に組み込まれた時の対応、問題の県の把握状況についてのご意見が有りましたが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

後退距離ですけれども、まずは違反広告物がなぜこんなに多いのかということから、調査を行った結果、青森県の一律どこでも（後退距離）100mという考え方が全国見ても二つしかない、まず少ない非常に偏った規格をもっているという事が分かりました。他県の状況をみますと、ほぼ0mだったりだとか、50m内外だったりだとか、ある程度道路に隣接してできるような規制を持っているのが全国的傾向です。また屋外広告物条例が制定されたのは、古くて昭和24年頃です。月館先生からもお話がありましたが、その当時路線から100mの距離を保って広告物を建てましょうという規制は、汽車に乗って窓から遠くを見た時に広告物を見る視点を元に作られたと考えられます。それで、今モータリゼーションになって、各々皆車で移動して、あちこち道路網ができて、道路を利用するようになって、その交通手段に対して適合するような広告物を出すとすると、100mはちょっと時代遅れだろうと。要はその規制そのものが合わないから違反広告物が出る。違反する人が悪くてやるのではなくて、要は規制そのものが今の時代にあっていないという事がまず一つあって、今の100mを考えましょうと。まずそれが一つ目です。

また先ほど雪の問題というお話がありましたが、そもそも道路からよせた除雪の雪を民地に置くというのはしてはいけないことです。除雪した雪は、道路の敷地の中に寄せます。ですので、（除雪した雪を置く場所として）民地を雪置き場として使うために広告物を下げてくださいということは、雪置き場として数m貸してくださいということになってしまうので、（理屈として）いえません。

それから0mになると、標識あるいは信号とかぶさってしまい、交通安全上支障あるのではないかという問題もあります。それについては次に説明させていただきますけれども、禁止広告物として規制します。

それから斎藤委員から言われた、倒壊の危険性についてですが、それに関しては条例の中に危険なものを建ててはいけませんという文言が既に入っていますので、すぐに撤去、あるいは補修・修繕の命令ができます。

また、今議論している後退距離が適用されるものは、野立広告物ですので壁面広告は入っていません。例えばビル等の壁面に出す広告については、例えば歩道があるまちなかの商店街のようなどころだと、歩道ギリギリにビルが実際建っていて、そこのビルの壁面に広告を付けることはできます。つまり壁面に付ける広告は0mでもいいのに、広告板等独立して建てるものは0mじゃなくて2m、3m、4m後退を義務付けるというと、整合が取れなくなってしまいます。

まずは他県との連続性だとか、違反広告物の出る率だとかを指標にして判断しましたけれども、さらに今言った事を加味して最終的に0mというような判断をさせて頂きました。

【月館会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。

【塩野委員】

危険広告物というのは最初から許可されないわけですね。斎藤委員が言ったのは建てた後に老朽化して倒れそうになったものについてで、それをどうするのか。

【事務局】

それについては、更新という手続きがありまして、その中で対応して行きたいと考えています。現在今の条例の中でいきますと、許可期間が過ぎた看板は撤去することとなっていますが、実際は建てたもの、例えば鉄の枠で建てた広告物が3年の許可期間のうちにもう使えなくなるということはまずありません。ですので、実際運用上は広告物の状況が良ければ、また3年という形で更新をやっています。ただし、更新の手続きについての詳しい取り決めが条例の中でしっかりできていませので、今回この規則を変える中で、併せてその更新も盛り込んでいきたいと考えています。更新手続きにあたっては許可受ける人に、実際の現状の看板がどうなっているのかを見てきてもらい、状況を共有し合った中で許可をしたいと思っていますので、今の危険の広告物も、更新の手続きの中で確認してクリアしていけるのではないかと考えています。

【月舘会長】

斎藤委員いかがでしょうか。

【斎藤委員】

分かりました。

あくまでもチェックするのは業者の方ですか。行政の方はそれに対して対応することはないですか。一応行政の方は業者の方からの申告でそれをOKする形になるんですか。

【事務局】

基本的にはそうですね。

更新許可申請にあたっては、報告書、要は業者の方で腐っていないという項目と別に、現地の最新の写真は添付してもらおうつもりでいます。それに危惧がある場合であれば、市町村の許可担当の方で現地を確認するというのはいええます。

【月舘会長】

よろしいですか。

【斎藤委員】

わかりました。

【森田委員】

私国立公園十和田湖から来ておりますので、建物を立てるときは13m以上は建てられません。いくらお金があっても。ですから最高で三階建てになります。それから看板も全部大きさが決められております。それから色も決められております。屋根の色、壁の色もすべて決められております。それを守らなければ許可をいただけないので、守らざるをえないわけです。それで看板が何年かすると古くなります。そうしますと、それを改めて看板のデザインを持って行って、これでよろしいですかと、そうすると色は赤は使ってはいけないとか、全部指示されます。ですので、私達の看板は本当に地味で本当に自然にマッチした景観でなければならぬと、大変厳しゅうございます。ですので、八戸十和田市、十和田湖の国立公園だから特に厳しいわけですね。でも十和田市内の町並みはそういうふうにあまり厳しくございませんので、青森県も観光立県を目指して宣言しておりますので、今この新しい条例を作られまして、できるだけ来たお客様に、あまり露骨な派手な看板でない品のいい看板をお見せしたほうがお客さんの感じもいいんじゃないかと私個人的には思います。以上でございます。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

国立公園は特別に厳しい条件が課されていますけれども、まあ同じようにですね、県内も良い青森県の自然を活かした景観デザインをしていくというのが背景にあるわけですが、今回はその第一ステップだということで、今森田委員からご指摘があった方向に動いていく方を今後進めていければと思います。藤川委員いかがですか。

【藤川委員】

表示面積が30平方メートルというのが先ほど問題になっていたかと思うのですが、今回の改正は第一ステップということで30平方メートルということをおっしゃっていました。とすると第二ステップは何平方メートルになってそれは何年以内にはできるものなのか、そういうふうな見通しも資料に書いていただければいいなと思いました。

【事務局】

今藤川委員から今後の展望ということでご意見を頂きましたが、残念ながら数値をいくりにするところまでは今のところ至っておりません。

まずは許可区域を広げて、市町村の皆さんの許可事務の、事務量がどれくらい増えるかも今のところ把握できていませんので、条例を改正して一年二年後に、また市町村の担当者の皆さんに集まっただいて、色々意見を聞いた上で、また次の方向性をどういうふうに決めていこうかと考えたい。その時初めて細かい数値等が出てくるのとおっております。ですので、今まずは許可区域を全体に広げて、市町村の皆さんに許可事務をやっただいて、施行されてから一年後くらいにまず実態を調査して、とおっています。ただ将来のはっきりした展望とかは今のところない状態です。

【月舘会長】

熊谷委員いかがですか。

【熊谷ヒサ子委員】

そうですね、やっぱり実態が問題ですよ。それをきちっとまず把握していただくと。

看板の更新について、実際形のあるものを問い合わせしているわけですから、私はそのものの写真をきちんと出していただいた上で言葉のやり取りを行うのが、当たり前なことではないかなと思います。特に台風などがきた場合、いくら丈夫な広告物でも、短い年数でも、いつどうなるかわからない可能性もあるわけですね。よって、やはりきちっと写真を見た中で、行うというのが当たり前なことではないかとさっき聞いていました。

是非ですね皆さんが理解できるような条例改正にしていきたいと思います。また観光立県という話も出てましたので、あまり私は地味なのも…と想います。明るい景観もいいのではないのかと、今個人的にはそう感じています。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございました。

条例の運用にあたっては具体的には大きい課題があるということも改めて今の議論で明らかになったかと思えます。

さて、後退距離基準について沢山の意見を出して頂きましたけれども、まとめますと、大体表示面積については、これまでの経過と全県共通の基準をはじめて適用するという事などを考え合わせると、表示面積については30平方メートルがまず第一ステップとして適当ではないかとい

うご意見でした。しかし、具体的な運用にあたっては面積基準、表示面積か看板の大きさかなどについてもっと精緻な説明等が必要ではないかというご指摘も有りました。さらには道路後退距離につきましては、0 mという事についての考え方の裏付け、また積雪寒冷地であるということ、さらには台風等での倒壊の危険、そういったものについての配慮も必要ではないかというご指摘も有りましたが、高さについては10 mという事について、特別大きい意見がありませんでしたし、実情をふまえても10 mというと大体5%程度しか問題があるのは無さそうということで、不適格になる物件についても順次対応できるのではないかというようなお説明でした。

以上の議論をふまえて、野立広告物の後退距離基準等のご意見をまとめたと思いますがいかがでしょうか。

【篠崎委員】

高さその後退距離に関する基準ですけれども、前回の資料で案ということで頂いた資料中に栃木県の条例の例が載っていたんですね。それは1 m道路から後退しつつ、高さは10 m以内で徐々に後退距離と看板の高さを考えていくということですが、方法として、今回青森県が採用しているのは、手続きの問題があるので、閾値型ですよ。栃木県は連続相関型を採用しているんですけれども。前回の資料にこの例が上がっていたのがとても良いと思っていたのですが、結果的には後退距離も0 mで高さが一律10 mになってしまうのが、景観的に考えていくと、私は残念だなというふうに考えております。前回この例（連続相関型）が（資料に）出ていたので、栃木県の方にもちょっと問い合わせをした時に、複数の研究者の人がやった結果景観を考慮するとこの方法が良いという事で落ち着いてるんですということを受けているので、是非今後青森県この方向で、手続きの問題があるのは重々よく分かりましたので、検討していただきたいなと思います。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

基礎研究としては他県の状況も精査していただいていますし、前回もそういう提案をしていたのですが、今回は全県に統一基準を初めて当てはめるということで、まあ最大公約数的なところという前提での事務局からの提案でしたし、また今回の改定後の運用成果をふまえてですね、次のステップで見直しを進めてくという方針でも有りました。そのあたりをふまえて事務局いかがですか。

【事務局】

道路から離さずに看板を建てる場合、歩行者や自動車やいろんな問題があると思いますけれども、現状建物は街中に立ってしまって、そこに看板が貼られてしまっています。ですから、そういうところに関してはできるだけ厳しく審査しまして、実際の看板の状況を見ながら、しっかり許可基準にあわせてやっていくのが現実には即していると思います。許可にあたっては、電話でやりとりじゃなくて、写真等の物をもってきちっとチェックしながら対応してもらうように市町村の方にも指導していきたいと思います。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

事務局からの提案、具体的には改正案の素案ですけれども、道路端からの後退距離の最低限度0 m、②距離と面積と高さとの関係、閾値型、具体的には面積30平方メートル高さ10 m。こういう基準につきまして、ご意見を改めて伺いたいと思いますが、事務局の提案についてはいかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【月館会長】

運用にあたっては、多くの指摘をいただきました。

例えば、面積30平方メートルとはいっても、具体的にはどこをさして30平方メートルと扱うか。さらには危険な状態になったもの、そういったものをできるだけ速やかに対応できるような体制づくり、更には、今後のより適切な基準への実例の蓄積を重ねていただくというようなことが県としてありましたので、その点につきましては事務局に申し送りをさせていただくという形で意見をまとめたいたのですがよろしいですか。

では事務局の方、本日出ました沢山の課題につきましては、改めてご検討をお願いしたいと思います。では、野立広告物の後退距離基準につきましては、事務局の提案でいきたいと思います。ただし、指摘のありました事項については、運用をふまえて、適切に対応をお願いしたいと思います。

では三番目の禁止広告物の追加について説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料により改正素案「禁止広告物の追加」の説明 省略)

【月館会長】

どうもありがとうございました。

後退距離のところでも強調しました、危険広告物への対応、あるいは広告物の安全性の確認等に関する部分が、三番目の課題で、具体的に説明がありましたし、その運用についても、これまで整理されていなかった適用除外の基準を明確化した、さらには更新手続き、軽微な変更に関する規定も追加して、先ほどの所で課題になりました安全性の確認等についても、危険広告物の規定と併せて整理していくという内容の説明がありましたが、みなさんいかがでしょうか。

【斎藤委員】

大体今までの議論を具体化したもので、良いと思います。

【月館会長】

他の委員の方々いかがでしょうか。

【委員】

良いと思います。異議なし。

【月館会長】

先ほど二番目の課題の所で出てきた意見についてはほぼ三番目の課題の所で運用も含めてですね、適切な回答になったかと思えます。それをふまえて、皆さんから異議なしという答えがありましたので、今日の審議会については結論が出せたかと思えます。

これまで屋外広告物条例の改正を目指して積み重ねてきた議論をふまえて、今日事務局から素案を提案して頂きましたけれども、その内容につきまして、みなさんから異議なしのご意見がいただけたかと思えます。その中でまだまだ検討すべき内容があったことも事実です。具体的に例えば、数字で決めたとしても本当に表示面積といっても何をどういう基準で決めるのかとか、

今後よりよい方向性を目指すために実例を積み重ねていくという運用にあたっては、啓蒙あるいはQ&Aなども含めまして、より具体的に市町村の担当者等に説明できるような準備をしていくというようなご意見が有りましたけれども、その辺をふまえて素案をより適切なものにしていければと思います。今日の議案については以上で検討が終了したと思いますので、以上で私の役目は終わらせていただきたいと思います。みなさんたくさんのご意見どうもありがとうございました。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。

本日頂きました意見要望は今後の景観行政・屋外広告物行政をするにあたって活かして進めてまいりたいと思っています。

また、次回開催時期についてですけれども、今日みなさんに了解いただいた素案を持ちまして、市町村の担当者の皆さんの意見だったりだとか、パブリックコメントをというような手続きを経て、次回には正式な形で審議会に答申して、みなさんの最終の意見をいただくというような形になると思います。開催の時期等決まりましたら、またこちらの方からご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第18回青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。